

●線引き(昭和 46 年 9 月 14 日)の際、既に「宅地」であった土地の証明について

1. 地目が「宅地」となった『登記の日付』を確認するために必要な書類

- ①コンピューター謄本 ②閉鎖登記簿謄本
 ③閉鎖用紙謄本 ④旧土地台帳

取得場所：福岡法務局柳川支局（電話：0944-72-2640）

注意 1：①により宅地になっている『登記の日付』が確認できない場合は、①及び②が必要になります。さらに②で確認できない場合は、①、②及び③が必要です。さらに③で確認できない場合は、①、②、③及び④が必要です。

注意 2：地目が宅地となった年月日は土地登記簿謄本の表題部「登記の日付」で判断します。「原因及びその日付」でないことに注意してください。【図 1】

注意 3：過去に分筆・合筆がされている場合は、元地番の謄本等が必要になります。

注意 4：登記事項要約書では内容を判断できません。

福岡県大牟田市 大字*** **		全部事項証明書 (土地)	
【表題部】 (土地の表示)		調製 平成 年 月 日	地図番号 [余白]
【所在】	大牟田市 大字*** **	[余白]	
【①地番】	【②地目】	【③地積】 m ²	【原因及びその日付】
***番	宅地		【登記の日付】
			[余白]

【図 1】

- 字図 取得場所：福岡法務局柳川支局もしくは大牟田市税務課（本庁舎 2 階）

2. 土地登記簿謄本等で線引き前宅地の確認が出来ない場合に必要な書類

- 固定資産土地評価証明書 取得場所：大牟田市税務課

※宅地課税が課せられた年度を備考欄に書きこんでもらってください。

なお申請書には押印が必要です。

(税務課受付：8:30～12:00、13:00～17:00)

注意 5：土地所有者以外の方が取得される場合は、土地所有者の委任状（押印）が必要になります。

注意 6：過去に分筆・合筆がされている場合は、元地番の情報が必要になります。

●過去に建築物が存在していたことを確認するための証明について

1. 建物の所有権保存登記の登記日

- ①建物の登記簿謄本 ②建物の閉鎖登記簿謄本

2. 建物が未登記の場合に必要な書類

- 固定資産家屋評価証明書 取得場所：大牟田市税務課

※ 課税が課せられた年度を備考欄に書きこんでもらってください。

大牟田市建築指導課開発担当 (電話：0944-41-2797 FAX：0944-41-2795)